

経営発達支援計画の概要

実施者名 (法人番号)	風間浦村商工会（法人番号：2420005006287） 風間浦村（地方公共団体コード：024252）
実施期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日
目標	①円滑な事業承継に向けた後進の育成と事業計画の作成 ②風間浦村の地域資源の魅力を存分に活かした賑わいの創出 ③小規模事業者との今まで以上のコミュニケーションを通じて、小規模事業者を輝かせ地域全体での持続的発展を図る
事業内容	1. 地域経済動向に関すること ①地域の経済動向分析（地域経済分析システム【RESAS】の活用） ②県内の景況調査事業 2. 需要動向調査に関すること ①商品・サービス等のアンケート調査 3. 経営状況の分析に関すること ①巡回訪問による問題点の抽出 ②経営分析の実施 4. 事業計画の策定支援 ①DX推進セミナー開催 ②事業計画策定セミナー・個別相談の実施 ③事業承継セミナー・個別相談の実施 5. 事業計画策定後の実施計画 ①事業計画策定後のフォローアップ 6. 新たな需要の開拓支援 ①消費者ニーズに合った商品開発及び商品改良 ②風間浦村ブランド化推進事業等による販路開拓 ③ネット販売による販路拡大
連絡先	風間浦村商工会 〒039-4502 青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目 118 TEL：0175-35-2010 / FAX：0175-35-2119 E-mail：kazama@sweet.ocn.ne.jp 風間浦村 産業建設課 〒039-4502 青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目 28-5 TEL：0175-35-2111 / FAX：0175-35-2403 E-mail：info@kazamaura.jp

(別表 1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

1. 目標

(1) 地域の現状と課題

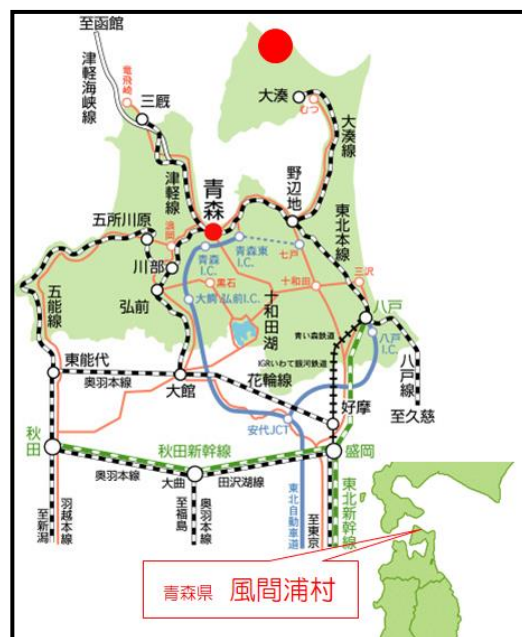
①地域の現状

風間浦村は、青森県下北半島北部の海岸線に位置し、津軽海峡を挟んで北海道恵山岬や函館山を望める、漁業と観光を基幹産業とする村である。

東西 20km、南北 8km と海岸線に沿った細長く、総面積の約 96%が山林、原野という自然に恵まれた地である。村の人口は、昭和 35 年の 4,945 人をピークに年々減少し続け、令和 2 年国勢調査では 1,633 人となり、62 年の間に 3,312 人、66.9%の大幅な減少となっている。

令和元年度の風間浦村の産業構造は第一次産業 4.9%、第二次産業 23.4%、第三次産業 71.6%となっており、青森県と比較すると、ほぼ同じ比率となっている。

一人あたりの村民所得は 2,253 千円となっており、青森県より 14.2%低い水準となっている。



風間浦村の人口の推移

※出典：国勢調査

	昭和 45 年	昭和 55 年	平成 2 年	平成 12 年	平成 22 年	令和 2 年
人 口	4,243 人	3,917 人	2,603 人	2,793 人	2,463 人	1,633 人
世 帯 数	-	-	-	929 世帯	1,096 世帯	754 世帯
人口増減率	▲14.1%	▲7.6%	▲33.5	1.0	▲19.7%	▲17.3%

風間浦村の産業構造と村民所得

※出典：令和元年度青森県市町村経済計算

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総生産額	一人当たり所得
風間浦村	4.9%	23.4%	71.6%	3,764 百万円	2,253 千円
青 森 県	4.4	21.6	73.9	4,567,747 百万円	2,628 千円

産業（大分類）別事業所及び従業員数

※出典：経済センサス

産業大分類	平成 28 年		令和 3 年	
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
総数	87	465	84	369
第一次産業	1	3	1	4
農林漁業	1	3	1	4
第二次産業	19	161	18	131
建設業	10	48	10	50
製造業	9	113	8	81
第三次産業	67	301	65	234
運輸業・郵便業	3	7	2	4
卸売業・小売業	21	65	17	50
金融業・保険業	1	3	0	0
宿泊業・飲食サービス業	18	94	18	71
生活関連サービス業・娯楽業	9	11	9	9
医療・福祉	5	72	5	51
複合サービス事業	5	26	3	9
サービス業(他に分類されないもの)	5	23	11	40

管内商工業者数

※出典：商工会基幹システム

	平成 30 年 4 月 1 日現在	令和 5 年 4 月 1 日現在
商工業者数	113 人	105 人
小規模事業者数	113 人	105 人
会員数	101 人	97 人
商工会組織率	89.3%	84.7

②地域の課題

【商工業者の現状】

令和3年経済センサスでは、管内商工業者は新型コロナウイルス感染拡大による消費の落ち込みなど経済に深刻な影響はあったものの、平成28年と比較し事業所数は3事業と僅かながらの減少で推移している。しかしながら、従業員数では▲96名となっており、コロナ禍での事業縮小など雇用を控えた結果と思われ、家族経営の事業所が多くなっていることが伺える。当会の状況（令和5年4月現在）は、商工業者数105人（うち小規模事業者数105人）、会員数は97人、平成30年と比較すると4件減少しており、減少の内訳は、事業縮小2件、死去1件、後継者不在1件となっている。

風間浦村は昔から温泉地と漁業とで栄えた地域であるが商店街は形成されておらず、基幹産業である漁業の水揚げで、建設業・飲食業・小売店等の売上が左右される状況にある。加えて、近隣のドラッグストア・スーパー・コンビニの進出や、新型コロナウイルス感染拡大やロシア・ウクライナ戦争の長期化、深刻化の影響による物価高騰等が拍車を掛け小売業は減少傾向にある。このような状況を踏まえ、販路拡大、風間浦村への誘客、創業、事業承継の支援が求められている。

【商工業者の課題】

上記の現状を踏まえ、当地区の課題は以下の内容にまとめられる。

当地区は、漁獲量の減少による漁家の所得の低下や人口減少など、当地区内の消費は減少し、それが小規模事業者の消極的な姿勢となり、ひいては後継者不在、地域活動の担い手減少に繋がっている。

主要産業である宿泊業においては、様々な趣向を施し誘客や外貨獲得に努めている。しかし、バブル及びバブルの余波を受け団体客で賑わっていた時代、内部留保をしなかった小規模事業者は、老朽化してしまった施設を改修できず、廃業や休業に追い込まれているのが現状である。加えて平成23年3月に発生した東日本大震災も多大な影響を及ぼした。

現在、新型コロナウイルス感染症が5類へ位置づけされたことで、僅かながら個人客が増えて来たものの、バブルの余波があった平成5年の観光入込客数は183千人であり、コロナ禍の令和3年は59千人、67.7%の落ち込みで、下風呂地区小規模事業者のみならず風間浦村全体が大きな影響を受けている。

風間浦村への観光客入込数

※出典：青森県観光戦略局青森県観光入込客統計

風間浦村への 観光客入込数	平成5年	平成15年	平成25年	平成30年	令和2年	令和3年
	183千人	158千人	26千人	67千人	49千人	59千人
宿泊業者数	20軒	19軒	15軒	12軒	11軒	10軒

(2) 小規模事業者に対する長期的な振興のあり方

①10 年程度の期間を見据えて

地域における人口減少や少子高齢化は、消費者の減少による経営悪化や小規模事業者の後継者不足を背景として地域経済・産業の衰退に繋がるものである。更には、経営者の高齢化は情報社会への対応をより一層難しいものとしている。こうした厳しい環境で生き残りを図る小規模事業者に対しては、地域資源を活用した起業の支援や起業意欲を喚起する多様な取り組み、DX やポストコロナ時代のサービス開発など、地域を支える小規模事業者が人口減少時代に対応した、新しいビジネスモデルの構築等の課題解決に向けた継続的な支援を行う。

②風間浦村第 6 次長期総合計画との連動性・整合性

現在、風間浦村では、第 6 次長期総合計画において、【健康に寄り添うやさしいむらづくり】、【自然を活かし、村民が活きるむらづくり】、【高齢者の活気を創造するむらづくり】をまちづくりの基本理念として提示されている。風間浦村商工会では、風間浦村のまちづくりの基本理念と連動し、従来の支援策を拡充強化し、事業者の売上や利益を伸ばすための個社支援を強化し、事業所の減少に歯止めをかけるとともに、地域経済活性化のための面的支援を更に推進する。

③商工会としての役割

地域総合経済団体であり支援機関でもある風間浦村商工会は、小規模事業者の経営の伴走者として機能することが求められる。特に経営資源の乏しい小規模事業者は少子高齢化・人口減少等による市場縮小や需要低下による売上減少、後継者不在による事業承継問題等の厳しい経営環境に直面している。風間浦村商工会は事業者の持続的発展を支援するため、行政の施策の広報・周知、関係機関との連携による支援のワンストップ化を図り、実効性のある小規模事業者支援を行い、事業者のあるべき姿の実現に向けてフォローアップを行う。このような支援・フォローアップの積み上げにより、地域経済の活性化と発展を実現していく。

(3) 地域の課題を踏まえた経営発達支援事業の目標

(1) 地域の現状及び課題、(2) 小規模事業者に対する長期的な振興のあり方を踏まえた上で、今後 5 年間の事業実施期間で取り組む目標を以下のとおり定める。

①円滑な事業承継に向けた後進の育成と事業計画の作成を支援する。

②風間浦村の地域資源の魅力を存分に活かした賑わいの創出に寄与する。

③小規模事業者との今まで以上のコミュニケーションを通じて、小規模事業者を輝かせ地域全体での持続的発展を図る。

2. 経営発達支援事業の実施期間、目標の達成方針

(1) 経営発達支援事業の実施機関（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 目標の達成に向けた方針

本会では、小規模事業者に対して定期的な巡回訪問を実施し、経営・金融・税務・経理・情報化等の基礎的な支援を実施してきた。そうした中で新たな課題抽出・問題解決に努め、青森県商工会連合会をはじめとした各種機関と連携を強め、経営改善普及事業を推進してきた。経営発達支援計画を推進するにあたって、事務局体制、各種関係機関との連携を今まで以上に強化し、本会の巡回訪問の機動力、信用力を活かした周知を実施する他、本会ホームページにて情報の提供を行い、小規模事業者全体に持続的発展に向けた事業計画づくりを浸透させる。

①小規模事業者の自立的な経営力強化による事業継続を実現激変する環境変化に対応し、業務改善を進めていく上で、財務データ等から見える表面的な経営課題だけでなく、事業者との対話と傾聴を通じて経営の本質的な課題を事業者自らが認識することに重点を置き、本質的課題を反映させた事業計画策定の支援を行う。

②風間浦村産業等地域資源の魅力を活かし、地域の賑わいづくりを推進地域特産品・サービスの開発・改善を支援し、IT技術を利用した提供方法の推進や風間浦村の施設を活用した販路開拓の支援等を通して、場外需要を呼び込める魅力あふれる地域づくりに貢献する。

③小規模事業者との対話と傾聴を通じて、個々の課題を設定した上で、地域経済を支える小規模事業者の力を引き出し、地域全体での持続的発展の取組みへ繋げる 人口減少社会において地域経済の維持、持続的発展に取り組む上で、地域を支える個々の小規模事業者への経営課題の設定から課題解決の伴走において、経営者や従業員との対話を通じて 潜在力を引き出すことにより、個社にとどまらず地域全体で課題に向き合い、自己変革していく機運を醸成する。

I. 経営発達支援事業の内容

3. 地域の経済動向調査に関すること

(1) 現状と課題

【現状】

これまでは、小規模事業者に対し県内景況調査などの限定的な情報提供に留まっており、活用が出来ていない状況にある。

【課題】

新たに国が提供するビッグデータの分析と県内の景況調査を用いて、小規模事業者が利用しやすい情報を提供していく必要がある。

(2) 目標

	公表方法	現行	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①地域の経済動向分析の公表回数	HP 掲載	0	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
②県内の景況調査事業の公表回数	HP 掲載	0	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回

(3) 事業内容

①地域の経済動向分析（国が提供するビッグデータの活用）

当地域において真に稼げる産業や事業者に対し、限られたマンパワーや政策資源を集中投下し、効率的な経済活性化を目指すため、経営指導員等が「RESAS」（地域経済分析システム）を活用し地域の経済動向分析を分かりやすく加工し、年1回公表する。

【調査手法】

経営指導員等が「RESAS」（地域経済分析システム）を活用し、地域の経済動向分析を行なう。

【調査項目】

「地域経済循環マップ・生産分析」 → 何で稼いでいるのか等を分析

「まちづくりマップ・From-to 分析」 → 人の動き等を分析

「産業構造マップ」 → 産業の現状等を分析

→ 上記の分析を総合的に分析し、事業計画策定支援等に反映する。

②県内の景況調査事業

青森県商工会連合会（商工連）で四半期毎に実施している県内統一景況調査事業について、現在は

分析データの提供のみとなっている。

今後は風間浦村の企業が抱える問題点や現状を把握するため、独自の調査項目を設け（記述式）、商工連より提供を受けたデータとの比較により、地域内の景況がわかる調査を行なう。

【調査手法】

年 4 回（6 月、9 月、11 月、3 月）に巡回によるヒアリング調査を行なう。

【調査対象】

製造業 2 者、建設業 2 者、卸小売業 3 者、サービス業 3 者

【調査項目】

①景況 ②売上高 ③営業利益 ④原材料費 ⑤資金繰り ⑥従業員及び新規雇用予定
⑦後継者の有無 など

（4）調査結果の活用

調査した内容は商工会のホームページで公開し、広く周知すると共に、経営指導を行なう際の参考資料として活用する。

4. 需要動向調査に関すること

（1）現状と課題

【現状】

これまで、会員事業所の商品やサービス等に対しては、販路拡大支援として、各種補助金やイベントを通じた宣伝、商談会等への出展などを提案してきていたが、その商品等への評価・動向分析を行うことはなかった。

【課題】

今後は、支援する企業や支援する商品・サービスが提供される「イベント」「商談会等」に出品する際に「強み・弱み・お客様の感想」など、調査項目や分析方法を具体的に設定した調査を行うなど、対象事業所に効果的なフィードバックが必要である。

（2）目標

	現行	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
商品 サービス アンケート調査 事業者数	0	1 者	1 者	2 者	2 者	2 者

(3) 事業内容

①商品・サービスアンケート調査（BtoC）

地域資源を活用した商品・サービスの提供においては、地域外からも集客の多い「風間浦鮫鰯まつり」「風間浦鮫鰯感謝祭」「ゆかい村海鮮どんぶりまつり」などを活用し、アンケート調査を実施し、集計分析結果を事業者にフィードバックする。その結果をもとに、「イベント」や「商談会等」などへ商品販売を推進する。

【調査手法】

（情報収集）各イベントに来場する一般客に対し、当会で調査シートを作成し聞き取り調査により回答を得る。

（情報分析）調査結果は、エキスパート等の専門家に意見を聞きつつ、経営指導員等が分析を行う。

【サンプル数】

来場者 50 人程度

【調査項目】

購入可能有無と理由、改善点、競合商品の有無等

【調査結果の活用】

調査結果は、経営指導員が開発に携わった事業者に直接説明する形でフィードバックし、更なる改良等を行う。

(4) 調査結果の活用

調査した結果は小規模事業者への巡回を行う際の資料として活用する他、経営指導を行なう際の参考資料として活用する。

5. 経営状況の分析に関すること

(1) 現状と課題

【現状】

経営状況の分析は、金融指導や確定申告指導の際に、職員が経営状況を把握するために実施しており、決算書から改善点を指摘するにとどまっているのが現状である。

【課題】

今後は、小規模事業者の詳細な状況を分析する上で、分析ツールを積極的に活用して財務状況の定量分析を行なう他、SWOT 分析の「強み」「弱み」による定性分析を行ない、「常に分析する行動」と「定期的に事業計画の作成・見直しなどの行動」の二つを結びつけていく必要がある。

(2) 目標

	現行	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
経営分析事業者数	3 者	5 者	5 者	5 者	5 者	5 者

(3) 事業内容

①巡回訪問による問題点の抽出

巡回訪問は、小規模事業者に対し必要があれば実施していたが、あらかじめ調査事項を決めた巡回聞き取り表で（最近の売り上げ状況・後継者の状況・資金繰り・新たな経営計画について）定期的に巡回訪問を実施する。加えて、経営課題などを聞き取り、経営カルテに整理し職員が共有し、問題を抱えた事業者の抽出を行なうと共に掘り起こしに努める。

②経営分析の実施

【分析項目】

財務分析は直近 3 期分から、収益性・安全性・成長性の分析を行なう。併せて、非財務分析は内部環境における「強さ・弱み」、外部環境の「機会・脅威」を洗い出す。

【分析手法】

財務部分は経済産業省のローカルベンチマークを活用し、非財務分析はフレームで纏める。より高度な専門知識が必要な場合は商工連の専門家派遣事業を積極的に活用する。

(4) 分析結果の活用

分析した内容は、当該当事者にフィードバックし事業計画の策定に活用する。分析によって得た内容をデータベース化し内部共有することで、経営指導員等のスキルアップに活用する。

6. 事業計画策定支援に関すること

(1) 現状と課題

【現状】

アフターコロナに移行され、各種補助金支援、融資等の相談の際に事業計画の策定支援を実施しているものの、経営力向上を目的とした事業計画の策定支援の提案などの取組は、積極的に実施しておらず、また、DX の推進も行っていなかった。

【課題】

経営力を向上させる事業計画の策定には、自社の経営を分析することが事業計画を策定する「きっかけ」「気づき」となることから、事業計画策定に向けた事業者の経営分析を推進する。

課題の例として「売上が現状維持されている場合（プラス要因）」や「後継者不在（マイナス要因）」の場合など、事業計画策定の必要性を認識していない事業者が多いのが現状であり、事業主が積極的に見直しや事業計画の再策定などを望む「意識」の醸成のため、分析する機会や課題解決の提案が必要となる。

更に、経営力の向上や事業承継には、IT の活用は不可欠であり、それを踏まえた販路拡大や生産性向上、事業引継ぎなどの諸課題についても「意識」を向上させる取組や場が必要である。

(2) 支援に対する考え方

前述している 3. 地域の経済動向調査に関することでの「景気動向調査」の結果、4. 需要動向調査に関することでのアンケート結果を参考に専門家等の講師を招聘し、各種セミナーの開催を行うことで事業者に、自ら課題解決に取り組む「意識」を持っていただき、事業者の競争力強化や事業継続を目指す。

(3) 目標

	現行	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
①DX 推進等 IT 活用セミナー	0	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
②事業計画策定相談会	0	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
事業計画策定事業者数	0	5 者	5 者	5 者	5 者	5 者

(4) 事業内容

①「DX 推進等 IT 活用セミナー」の開催

DX に関する意識の醸成や基礎知識を習得するため、また、実際に DX に向けた IT ツールの導入や Web サイト構築等の IT の取組を推進していくためにセミナーを開催する。

【支援対象】

村内小規模事業者

【募集方法】

チラシを作成して個別に郵送、巡回・窓口時に配布他、当会 HP にて周知

【開催回数】

年 1 回

【カリキュラム】

- ・ DX について、DX 関連技術（クラウドサービス AI 等）
- ・ IT を活用した身近で具体的な活用事例
- ・ クラウド型顧客管理ツールの紹介
- ・ SNS を活用した情報発信方法
- ・ EC サイトの登録や利用方法
- ・ 事業再編、引継ぎ、生産性向上に係る IT 活用等

【参加者数】

1 回開催あたり 5 事業者を想定し理解度の向上を図る。

②事業計画策定セミナー

個別相談の実施経営分析を行なった事業者に対し事業計画の重要性を説明し作成指導を実施する。

【支援対象】

村内小規模事業者

【募集方法】

チラシを作成して個別に郵送、巡回・窓口時に配布他、当会 HP にて周知

【開催回数】

年 1 回

【カリキュラム】

- ・ 自社の「強み・弱み・内外環境」現状把握
- ・ 事業計画の策定について
- ・ 事業計画策定の具体的方法について
- ・ 個別相談会又は専門家派遣相談

【参加者数】

1 回開催あたり 5 事業者にて実行強化。 個別相談は完全予約制とする

7. 事業計画策定後の実施支援に関すること**(1) 現状と課題****【現状】**

事業計画策定後の実施支援については、これまで主に経営革新計画や各種補助金制度活用に伴う実績報告書作成支援が主であり、定期的な個別フォローアップができない状況があった。

【課題】

事業計画を策定しても、計画通り事業が進んでいるか検証していない小規模事業者も多い。事業

計画を策定した小規模事業者に対する支援については、立案された事業計画が着実に実践されるよう計画的かつ定期的な巡回指導等を行ない、進捗状況を把握し伴走型支援を実施する必要がある。

(2) 支援に対する考え方

事業計画を策定した全ての事業者を対象に支援するが、事業者の進捗状況や課題等の内容により訪問回数を増やして「集中的に支援すべき事業者」、「ある程度、訪問回数を減らしても支障のない事業者」を見極めた上で、フォローアップ頻度を設定する。

(3) 目標

	現行	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
フォローアップ 対象事業者数	0	5 者	5 者	5 者	5 者	5 者
頻度（延回数） （巡回・窓口）	0	15 回	15 回	15 回	15 回	15 回
売上増加事業者 数	0	2 者	2 者	2 者	2 者	2 者
利益率 3 %以上 増加の事業者数	0	2 者	2 者	2 者	2 者	2 者

(4) 事業内容

- ①事業計画策定後は、半年に 1 回以上を目安として、計画の進捗具合の確認を行う。
- ②進捗状況が思わしくなく、事業計画との間にズレが生じていると判断する場合には、経営指導員等に加えて、外部専門家など第三者の視点を投入し、発生要因及び今後の対応方策を検討し対応する。

8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

(1) 現状と課題

【現状】

地区内の小規模事業者の多くはオンラインによる販路開拓等に関心があるものの、「高齢化」、「知識不足」、「人材不足」等の理由により、IT を活用した販路開拓等の DX に向けた取組みが進んでおらず、商圈が近隣の限られた範囲にとどまっている。

【課題】

これまでは、展示会・商談会への参加を呼び掛けているものの、なかなか出展に結び付かず、事前・事後のフォローが不十分であった。今後、新たな販路の開拓について DX 推進の必要性を理解・認識し、支援していくことが必要である。

(2) 支援に対する考え方

小規模事業者が魅力ある商品・サービスを開発する取組を支援し、販売促進を促すような取組を実施する。また、商工会が自前で物産展等を開催するのは困難なため、首都圏等で開催される既存の物産展への出展を目指す。出展にあたっては、経営指導員等が事前・事後の出展支援を行なうと共に出展期間中は、陳列・接客などきめ細かな伴走支援を行う。

DX に向けた取組として、データに基づく顧客管理や販売促進、SNS 情報発信、EC サイトの利用等、IT 活用による営業・販路開拓に関するセミナー開催や相談対応を行い、理解度を高め導入にあたっては必要に応じて IT 専門家派遣等を実施するなど事業者の段階に合った支援を行う。

(2) 目標

	現行	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
①展示会出展事業者数	0	2 者	2 者	2 者	2 者	2 者
売上額／者	0	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円
②商談会参加事業者数	0	2 者	2 者	2 者	2 者	2 者
成約件数／者	0	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
③ネットショップ開設者数	0	2 者	2 者	2 者	2 者	2 者
売上増加率／者	0	2%	3%	3%	3%	5%
④SNS 活用事業者	0	2 者	2 者	2 者	2 者	2 者
売上増加率／者	0	2%	3%	3%	3%	5%

(4) 事業内容

①商談会等への出展による販路開拓支援（BtoB）

商工連と県物産協会が合同主催している「FOOD MATCH AOMORI 2023（あおもり食品展）」（県内外のバイヤーなど約 220 名（企業・団体 150 者以上）※2022 年開催報告）への参加を支援し、出展する事業者の商品・業種・ニーズに合わせて参加企画し、地域資源を活用した商品を販売している事業者などを 2 者以上参加企画する。

また、参加が目的とならないよう、参加バイヤー情報を入手し、バイヤーが取り扱っている品目・業種、ニーズに沿った商品のアプローチを提案するとともに、参加ブースのディスプレイを事前に聞き取りし、経営指導員や専門家からも指導を提案し、成約に向けた実行性のある支援を行う。

②自社 HP によるネットショップ開設（BtoC）

ネットショップの立ち上げから、商品構成、ページ構成、PR 方法等 WEB 専門会社や IT ベンダーの

専門家等と連携し、セミナー開催や立ち上げ後の専門家派遣を行い継続した 支援を行う。

③SNS 活用

現状の顧客が近隣の商圈に限られていることから、より遠方の顧客の取込のため、取り組みやすい SNS を活用し、宣伝効果を向上させるための支援を行う。

Ⅱ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

9. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

(1) 現状と課題

【現状】

理事会を経て総会の年 1 回のみ行っている。

【課題】

年 1 回の報告だけでは細かな評価・検証までされていないため改善した上で経営支援会議の中で経営発達支援推進会議を実施し、事業内容を検証する。

(2) 事業内容

①当会理事会（頻度：年 4 回）と併設して、風間浦村産業建設課長、法定経営指導員、青森県商工会連合会、外部有識者（中小企業診断士等）をメンバーとする「協議会」を開催（頻度：年 1 回）し、経営発達 支援事業の進捗状況等について評価を行う。

②当該事協議会の評価結果は、役員会にフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに HP へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

10. 経営指導員等の資質向上等に関すること

(1) 現状と課題

【現状】

経営指導員等の資質向上等については、青森県商工会連合会等が実施する各種研修会等の参加を中心としている。また、職員間での指導ノウハウの共有化と蓄積を図る仕組みが、構築されていないことから、職員の経験年齢により指導能力に差異が生じている状況にある。

【課題】

経営指導員だけでは対応が難しく困難であることから、一般職員も含めた支援能力の底上げが必要となる。

(2) 事業内容

①外部講習会等の積極的活用

【経営支援能力向上セミナー】

経営指導員及び事務職員の支援能力の一層の向上のため、中小企業庁が主催する「経営指導員研修」及び青森県商工会連合会主催の「経営支援能力向上セミナー」に対し、計画的に経営指導員等を派遣する。

【DX 推進に向けたセミナー】

喫緊の課題である地域の事業者の DX 推進への対応にあたっては、経営指導員及び事務職員の IT スキルを向上させ、ニーズに合わせた相談・指導を可能にするため、下記のような DX 推進取組に係る相談・指導能力の向上のためセミナーについても積極的に参加する。

●DX に向けた IT・デジタル化の取組

ア) 事業者にとって内向け（業務効率化等）の取組

PRA システム、クラウド会計ソフト、電子マネー商取引システム等の IT ツール、補助金の電子申請、情報セキュリティ対策等

イ) 事業者にとって外向け（需要開拓等）の取組

HP 等を活用した自社 PR・情報発信方法、EC サイト構築・運用、オンライン 展示会、SNS を活用した広報、モバイルオーダーシステム等

ウ) その他取組

オンライン経営指導の方法等

②OJT(On the Job Training)制度の導入支援

経験の豊富な経営指導員と事務職員とがチームを組成し、巡回指導や窓口相談の機会を活用した OJT を積極的に実施し、組織全体としての支援能力の向上を図る。

③職員間の定期ミーティングの開催

毎月 1 回、職員全体会議を開催し、経営指導員等が研修会等で得られた支援ノウハウ等や、村内小規模事業者の景況や経営状況等の情報を、職員全員が共有することで組織全体における支援能力向上を図る。

(別表 2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制										
(令和 5 年 11 月現在)										
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の経営発達支援事業実施に係る体制／関係市町村の経営発達支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）										
<table><tr><td>風間浦村商工会</td><td rowspan="4">連 携</td><td>風間浦村</td></tr><tr><td>法定経営指導員 1 名</td><td></td></tr><tr><td>補 助 員 1 名</td><td>産業建設課</td></tr><tr><td>記帳専任職員 1 名</td><td></td></tr></table>	風間浦村商工会	連 携	風間浦村	法定経営指導員 1 名		補 助 員 1 名	産業建設課	記帳専任職員 1 名		
風間浦村商工会	連 携		風間浦村							
法定経営指導員 1 名										
補 助 員 1 名			産業建設課							
記帳専任職員 1 名										
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 7 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制										
①当該経営指導員の氏名、連絡先										
■氏 名 : 山本 義朗										
■連絡先 : 風間浦村商工会 電話 0175-35-2010										
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）										
経営発達支援事業を通して随時、指導・助言及び目標達成に向けた進捗管理を行なうと共に、各年度における事業評価・見直しを検討する際の必要な情報提供を行なう。										
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先										
①商工会／商工会議所										
風間浦村商工会										
〒039-4502 青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目 118										
TEL : 0175-35-2010 / FAX : 0175-35-2119										
E-mail : kazama@sweet.ocn.ne.jp										
②関係市町村										
風間浦村 産業建設課										
〒039-4502 青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目 28-5										
TEL : 0175-35-2111 / FAX : 0175-35-2403										
E-mail : info@kazamaura.jp										

(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
必要な資金の額	750	750	750	750	750
地域経済動向調査	50	50	50	50	50
需要動向調査	200	200	200	200	200
事業計画策定	200	200	200	200	200
新たな需要開拓	200	200	200	200	200
計画評価	50	50	50	50	50
資質向上	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
青森県補助金、風間浦村補助金、風間浦村商工会一般財源（会費収入・手数料収入等）など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

経営発達支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	